

- ② 平成16年に児童虐待の防止等に関する法律が改正され、同法において、児童福祉法第24条第3項の規定により、保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮しなければならないことが規定されたところである。この具体的な取扱いについては、「特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い等について」（平成16年8月13日雇児発第0813003号）においてお示ししているとおりであり、当該通知の内容について、改めて御了知方お願いする。

なお、認定こども園制度においては、認定こども園である私立保育所（私立認定保育所）の利用は、利用者と施設との直接契約によることとしているところである。

私立認定保育所が入所する子どもを選考する際は、法施行課長通知においてお示ししているとおりで、こうした母子家庭等や児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭に配慮しなければならないこととしており、各自治体におかれては、十分にご留意願いたい。

#### （４）保育所の費用徴収制度の取扱いについて

保育料については、児童福祉法第56条第3項の規定に基づき、保育の実施に要する費用を扶養義務者等から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して市町村長が定めることとしており、保育料の徴収基準となる課税額の階層区分の認定に関する「保育所の費用徴収制度の取扱いについて」（平成7年3月31日児企第16号）により、世帯の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると市町村長が認めた場合は、当該年の課税額を推定し階層区分の変更を行っても差し支えないこととしているところである。

昨今、DV被害等が深刻化する中、こうした家庭において父母等が別居し、離婚調停中の場合などにおいては、現に保育所入所児童を扶養している者の負担能力に著しい変動が生じている場合もあると考えられることから、「家計に与える影響を考慮する」との児童福祉法第56条第3項の規定の趣旨に照らし、こうした場合について、個々の家計の収入の実態を踏まえた適切な保育料の徴収に配意願いたい。

## (5) 保育所に関する情報提供について

全国の保育所情報等の子育て関連情報については、財団法人こども未来財団の運営によるインターネットを活用した「i-子育てネット」として平成13年2月から情報を広く提供しているところである。

特に、保育所情報についてはアクセス件数が最も多く、常に新しい情報の提供が求められている。ついては、平成18年12月28日付け事務連絡で各地方公共団体及び保育所において最新情報への更新をお願いしているところであるが、引き続き情報の更新についてご配慮願いたい。

## 6 保育所保育指針の改定について

保育所における保育の目標や方法等の基本を示す保育所保育指針は平成12年の改訂後6年余りになるが、この間、子どもの育ちや子育て家庭の抱える様々な課題が指摘され、次世代育成支援として社会全体ですべての子どもと子育て家庭を支援する取組が必要とされている。こうした保育を取り巻く環境の変化等を踏まえ、指針の構成や内容等について検討を行う必要がある。

このため、昨年12月、「保育所保育指針改定に関する検討会」を設置し、指針の告示化、養護と教育の充実・小学校との連携強化、地域の子育て拠点としての保育所の機能強化等の観点から、その改定について検討を行うこととした。

今後、検討会を月1～2回程度開催することとし、検討期間は概ね1年程度を目途としている。また、教育面について幼稚園教育要領との整合性を図る必要性があることから、文部科学省における見直し検討状況等を踏まえつつ、審議を進めることとしている。

## 7 認可外保育施設に係る税制の特例措置について

### (1) 指導監督基準を満たす旨の証明書を交付された認可外保育施設に係る、消費税の非課税措置について

「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成17年1月21日雇児発第0121002号)によって制度化された証明書の交付を受けた認可外保育施設については、消費税法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第102号)及び消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等(平成17年厚生労働省告示第128号)により、利用料に係る消費税が非課税とされたところである。

具体的な取扱いについては、「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について」(平成17年3月31日雇児保発第0331003号)においてお示ししているところであるが、引き続き、当該通知にしたがった適切な運用を期されたい。

### (2) 一定の基準を満たす事業所内託児施設に係る特例措置について

本年1月19日に閣議決定された「平成19年度税制改正の要綱」において、一定の基準を満たす事業所内託児施設に係る割増償却制度の創設が決定されたところである。

具体的な要件や取扱いについては、今後の税制改正に係る法案審議を通じて決定されることとなるが、詳細が固まり次第、関係府省連名通知により追ってお示しすることとしているので、ご留意願いたい。

○平成19年度税制改正の要綱(平成19年1月19日閣議決定)(抄)

八 その他

#### 5 事業所内託児施設の割増償却制度の創設

青色申告書を提出する法人で、次世代育成支援対策推進法の規定に基づき同法に規定する一般事業主計画(託児施設の設置及び運営に関する事項が定められているものに限る。)を厚生労働大臣に届け出ていること等一定の要件を満たすものが、その事業年度終了の日において当該一般事業主行動計画に従って、一定の基準を満たす事業所内託児施設の設置及び運営を行っていることにつき証明がされた場合には、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に当該一般事業主行動計画に従って新設をした事業所内託児施設及びこれと同時に設置する一定の器具備品については、5年間普通償却限度額の100分の20(次世代育成支援対策推進法の中小事業主については、5年間普通償却限度額の100分の30)の割増償却ができることとする。

## 8 保育所等における事故防止等について

### (1) 保育所等における事故防止について

保育所及び認可外保育施設の保育については、一人一人の子どもに応じて健康を保持し、安全を守るよう心がけることが基本であるが、思いもよらぬ原因により尊い命が失われる事故等が発生している。

近年、発生した死亡事故の主なものは、

- ① 午睡中、呼吸が停止して亡くなった。
- ② 浴槽内で溺れて亡くなった。
- ③ ミニトマトを喉に詰まらせ窒息して亡くなった。
- ④ 所外活動中、交通事故に遭い亡くなった。

等であり、様々な状況下で事故等が発生している。

このため、次に留意の上、貴管内の保育所等に対して、必要な措置を講じ、事故の発生防止に努めるよう指導をお願いする。

- ① 日頃から子どもの事故発生についての知識を持つこと。
- ② 保育室、園庭、遊具等の施設・設備及び施設内外の活動等において危険な箇所がないかどうかについて点検し、常に安全に対する意識をもつこと。

また、このことのほか「保育所保育指針について」（平成11年10月29日児発第799号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の「第12章健康・安全に関する留意事項」に基づき適切に対応するようお願いしたい。

(参考)

平成17年度末までの過去5年間における死亡事故件数

- ・認可保育所 18件
- ・認可外保育施設 35件

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ)

## (2) 保育所の耐震化の促進について

保育所を利用している子どもの安心・安全を確保する観点から、保育所の建物の耐震化を図ることは重要であり、平成18年度補正予算においても保育所の耐震化対策に係る経費を計上し、この推進を図ってきたところあるが、全国的な取組状況をみると、耐震診断実施率は2割程度、保育所の耐震化率は5割程度に留まっており、各都道府県等における取組は大きな格差が生じている(資料2(214頁)参照)。この取組状況を踏まえ、各都道府県等においては、管内市町村に対する情報提供を通じて、保育所の耐震化の推進に努められたい。

また、保育所の耐震診断に要する費用については、「住宅・建築物耐震改修等事業(国土交通省所管)」により補助対象とされていることから、これらを活用し、耐震診断を着実に実施されたい。なお、この耐震診断を行う際の法人負担分の経費については、施設運営に支障のない範囲で施設会計からの支出が可能であることを申し添える。

### (参考) 住宅・建築物耐震改修等事業(国土交通省所管)の概要

#### ○補助対象事業

- (1) 地方公共団体等が行う住宅・建築物耐震改修等事業
- (2) 住宅・建築物耐震改修等を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助事業  
(保育所を含む社会福祉施設全般も補助対象)

※ 耐震診断については、以下の地域に存する建築物を対象

- ① 昭和56年5月31日以前に建築された延べ面積1,500㎡を超える建物が2以上存在し、
- ② 概ね1ha以上の規模を有する地域

#### ○補助率等

##### (1) 補助率

地方公共団体を実施する場合	国：1/3、地方：2/3
地方公共団体以外が実施する場合	国：1/3、地方：1/3、所有者等：1/3

##### (2) 補助額

実際にかかった費用の1/3(上限あり)